

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年12月2日)

[ 件 名 ]

- 令和3年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・資金不足比率（確定値）について  
【市町村課】・・・ 2 ページ
- 令和4年度鳥取県文化奨励賞受賞者の決定について  
【文化政策課】・・・ 9 ページ
- 鳥取県立県民文化会館、鳥取県立倉吉未来中心、鳥取県立童謡館、鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者の選定方法について  
【文化政策課】・・・ 10 ページ
- 県内2施設のJOC（日本オリンピック委員会）強化センター認定について  
【スポーツ課】・・・ 11 ページ
- 第2回米子駅周辺活性化連携会議の開催結果について  
【中山間地域政策課】・・・ 12 ページ
- 「まちなか生活実態」に関するアンケート結果について  
【中山間地域政策課】・・・ 13 ページ
- 令和4年度中山間振興統括本部会議の開催結果について  
【中山間地域政策課】・・・ 15 ページ

地域づくり推進部

## 令和3年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・資金不足比率(確定値)について

令和4年12月2日  
市 町 村 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、市町村において令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が算定され、数値が確定しましたので報告します。

### （1）健全化判断比率

○ 早期健全化基準以上となる団体 . . . なし

○ 健全化判断比率の状況（対前年度比較）

早期健全化等の判断の目安となる健全化判断比率に係る県内市町村の状況は次のとおり。

①実質赤字比率 . . . 前年度と同様、全市町村で赤字なし

②連結実質赤字比率 . . . 前年度と同様、全市町村で赤字なし

③実質公債費比率 . . . 起債発行の抑制や繰上償還などによりおおむね減少傾向にあり、地方債発行に許可が必要な18%以上の団体も無い。

④将来負担比率 . . . 起債発行の抑制等に伴う起債残高の減少等によりおおむね減少傾向にあり、各団体とも健全な財政運営に努めている。

\* 将来負担比率なし（＝起債残高等の将来負担額が、基金残高や後年度に措置される交付税より少ない）の団体

若桜町、三朝町、日吉津村、大山町、伯耆町、日南町、日野町

※健全化判断比率の内容、早期健全化基準・財政再生基準、市町村ごとの比率については、別紙「各市町村の健全化判断比率一覧（令和3年度決算）」を参照。

### （2）資金不足比率（公営企業に係る指標）

○ 経営健全化基準以上となる団体 . . . なし

○ 資金不足比率の状況 . . . なし

※「資金不足比率」：公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模（営業収益））。  
資金不足比率の経営健全化基準＝20%

【別紙】各市町村の健全化判断比率一覧（令和3年度決算）

各市町村のいずれの指標も早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

（単位：％）

指標 市町村名	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
鳥取市	－ (*1) (－) (*2)	－ (－)	8.9 (9.6)	63.8 (68.4)
米子市	－ (－)	－ (－)	8.0 (8.4)	68.6 (79.4)
倉吉市	－ (－)	－ (－)	10.0 (11.6)	66.4 (89.2)
境港市	－ (－)	－ (－)	10.8 (11.8)	109.8 (123.3)
岩美町	－ (－)	－ (－)	10.1 (11.1)	7.0 (28.2)
若桜町	－ (－)	－ (－)	7.2 (6.8)	－ (18.3)
智頭町	－ (－)	－ (－)	11.3 (10.5)	74.0 (70.2)
八頭町	－ (－)	－ (－)	9.2 (9.4)	19.8 (15.7)
三朝町	－ (－)	－ (－)	7.9 (8.3)	－ (－)
湯梨浜町	－ (－)	－ (－)	7.6 (9.0)	10.2 (16.9)
琴浦町	－ (－)	－ (－)	13.7 (14.3)	71.3 (95.1)
北栄町	－ (－)	－ (－)	10.4 (12.1)	64.8 (79.3)
日吉津村	－ (－)	－ (－)	11.6 (11.1)	－ (－)
大山町	－ (－)	－ (－)	10.1 (10.5)	－ (－)
南部町	－ (－)	－ (－)	10.1 (11.4)	11.9 (19.9)
伯耆町	－ (－)	－ (－)	6.7 (7.7)	－ (－)
日南町	－ (－)	－ (－)	6.8 (7.0)	－ (－)
日野町	－ (－)	－ (－)	6.0 (6.0)	－ (－)
江府町	－ (－)	－ (－)	13.5 (13.6)	81.1 (94.5)
早期健全化基準 (*4)	11.25～15 (*3)	16.25～20 (*3)	25	350
財政再生基準 (*4)	20	30	35	

\* 1. 各指標の下端（ ）書きは、令和2年度決算における数値。

\* 2. 「－」は、当該比率が生じていない（赤字なし）ことを表している。

\* 3. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は市町村の財政規模に応じて設定される。

\* 4. 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を、それぞれ当該比率を公表した年度の末日までに定める必要がある。

## <参考>健全化判断比率及び資金不足比率の説明

### ○実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### ○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

### ○実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(3か年平均)

### ○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

### ○資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

### ※資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{資金の不足額（法非適用企業）} = (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

### ※事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

事業の規模（宅地造成事業のみ行う企業）＝ 資本の額＋負債の額

<参考>

## 令和3年度市町村普通会計の決算の概要

<概要>

- 歳入歳出ともに、対前年度比で減少したものの、引き続き新型コロナウイルス対応関連の影響が大きく、令和2年度に次いで過去2番目の規模となっている。
- 歳入は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設による地方特例交付金等の増、地方交付税の追加配分等による増、臨時財政対策債の増等による地方債の増などがあったものの、特別定額給付金の皆減により、国庫支出金が減少した影響が大きく、対前年度比で減少した。
- 歳出は、普通建設事業費の増、災害復旧費の増、積立金の増、子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付の皆増による扶助費の増が大きいものの、前年度の特別定額給付金の皆減による補助費の減の影響が大きく、対前年度比で減少した。

<歳入>

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	66,672	17.3	66,492	16.2	180	0.3
地方譲与税	2,550	0.7	2,494	0.6	56	2.2
地方特例交付金等	1,658	0.4	497	0.1	1,161	233.6
地方交付税	99,804	25.9	90,092	22.0	9,712	10.8
地方消費税交付金等各種交付金	15,362	4.0	13,519	3.3	1,843	13.6
国庫支出金	70,746	18.3	110,184	27.0	▲ 39,438	▲ 35.8
県支出金	26,631	6.9	25,410	6.2	1,221	4.8
地方債	32,937	8.5	30,592	7.5	2,345	7.7
繰入金	7,304	1.9	8,460	2.1	▲ 1,156	▲ 13.7
その他	62,036	16.1	61,913	15.1	123	0.2
歳入合計	385,700	100.0	409,653	100.0	▲ 23,953	▲ 5.8

(注) 端数調整のため計と内訳が一致しない場合がある。

○主な増減

- 【地方特例交付金等】新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増等
- 【地方交付税】普通交付税の追加配分に伴う増等
- 【国庫支出金】特別定額給付金の皆減、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の増等
- 【地方債】可燃物処理施設の整備に伴う広域連合負担金に係る過疎対策事業債の増、臨時財政対策債の増等

<歳出>

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	151,703	40.9	137,068	34.4	14,635	10.7
うち人件費	47,237	12.7	46,229	11.6	1,008	2.2
うち扶助費	72,341	19.5	59,482	14.9	12,859	21.6
うち公債費	32,125	8.7	31,357	7.9	768	2.4
投資的経費	40,115	10.8	34,568	8.7	5,547	16.0
うち普通建設事業費	37,617	10.1	33,516	8.4	4,101	12.2
うち災害復旧事業費	2,498	0.7	1,051	0.3	1,447	137.7
その他の経費	179,313	48.3	227,298	57.0	▲ 47,985	▲ 21.1
うち補助費等	52,230	14.1	105,732	26.5	▲ 53,502	▲ 50.6
うち積立金	13,085	3.5	8,066	2.0	5,019	62.2
うち貸付金	32,967	8.9	36,630	9.2	▲ 3,663	▲ 10.0
歳出合計	371,132	100.0	398,934	100.0	▲ 27,802	▲ 7.0

(注) 端数調整のため計と内訳が一致しない場合がある。

○主な増減

- 【扶助費】子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付の皆増等
- 【普通建設事業費】鳥取市の超高速情報通信基盤整備事業、米子市の米子駅南北自由通路等整備事業の増等
- 【災害復旧費】7月豪雨災害復旧対応による増等
- 【補助費等】特別定額給付金の皆減等
- 【貸付金】新型コロナウイルス対策制度融資に係る金融機関への預託金の減等

令和3年度 市町村別普通会計決算の状況

(単位：百万円、%)

市町村名	歳入総額		歳出総額						実質収支		経常収支比率		地方債現在高		基金残高	
	増減額	増減額	義務的経費		普通建設事業費		増減額	増減額	増減値	増減値	増減額	増減額	増減額	増減額		
			増減額	増減額	増減額	増減額										
鳥取市	124,172	▲ 8,468	120,402	▲ 9,503	48,028	5,009	9,633	1,157	3,067	947	85.6	▲ 2.9	116,095	3,261	10,398	67
米子市	82,701	▲ 5,645	80,496	▲ 6,475	35,739	4,530	7,661	3,057	1,581	465	87.1	▲ 3.9	62,003	▲ 718	9,325	524
倉吉市	32,470	▲ 2,390	31,081	▲ 3,041	13,786	1,294	2,385	57	960	500	86.4	▲ 4.2	28,686	▲ 843	5,403	387
境港市	21,785	▲ 617	20,853	▲ 661	8,109	860	3,792	1,775	490	350	83.8	▲ 7.5	12,383	45	4,110	192
岩美町	7,918	▲ 492	7,745	▲ 485	3,240	263	547	51	155	23	83.1	▲ 1.3	7,395	55	3,196	507
若桜町	4,217	▲ 314	3,971	▲ 248	1,413	89	516	▲ 113	224	▲ 42	84.2	▲ 4.0	4,196	128	2,081	262
智頭町	7,374	▲ 392	7,201	▲ 366	2,581	230	743	▲ 483	132	▲ 44	91.3	▲ 3.0	8,558	374	2,844	347
八頭町	13,435	▲ 16	12,308	▲ 331	5,122	381	1,923	495	982	279	86.3	▲ 6.3	12,901	752	6,560	44
三朝町	5,884	▲ 443	5,697	▲ 501	2,112	195	716	▲ 509	53	▲ 36	79.0	▲ 6.2	5,298	74	3,170	139
湯梨浜町	11,141	▲ 1,425	10,760	▲ 1,523	4,985	344	1,114	▲ 774	307	37	85.3	▲ 2.6	13,127	166	5,873	167
琴浦町	12,540	▲ 891	11,891	▲ 1,089	5,534	205	758	220	457	55	89.1	▲ 2.5	10,507	▲ 988	3,330	144
北栄町	11,347	▲ 583	10,808	▲ 753	4,219	387	1,128	145	378	137	83.4	▲ 7.4	7,464	98	3,539	421
日吉津村	3,516	507	3,388	575	1,213	17	662	479	116	▲ 72	75.2	▲ 9.6	2,691	352	1,072	243
大山町	13,014	▲ 885	12,169	▲ 1,228	4,801	315	1,391	81	450	67	87.9	▲ 4.5	8,933	▲ 538	6,446	521
南部町	8,652	▲ 1,111	8,278	▲ 1,264	3,140	226	1,256	▲ 731	366	173	86.8	▲ 5.3	6,354	▲ 94	3,245	272
伯耆町	8,417	▲ 601	7,835	▲ 759	3,229	22	824	▲ 35	321	▲ 89	83.5	▲ 4.9	5,377	▲ 462	4,261	348
日南町	7,819	▲ 389	7,525	▲ 206	1,944	54	1,505	▲ 355	221	▲ 108	89.8	▲ 3.9	8,010	159	5,749	630
日野町	4,391	224	4,268	316	1,159	138	591	115	118	▲ 71	77.8	▲ 4.2	3,409	326	3,171	574
江府町	4,906	▲ 21	4,457	▲ 258	1,349	76	472	▲ 531	441	241	80.9	▲ 5.2	4,593	28	1,562	300
合計 (平均)	385,700	▲ 23,953	371,132	▲ 27,802	151,703	14,635	37,617	4,101	10,820	2,813	84.6	▲ 4.7	327,979	2,177	85,334	6,092

※端数処理により、計と内訳が一致しない場合がある。

## 令和3年度市町村地方公営企業の決算の概要

○令和3年度市町村地方公営企業の決算について、収益的収支における総収益は562億60百万円（対前年度△8億18百万円）、総費用は495億87百万円（対前年度△3億78百万円）と、いずれも前年度と比べて減少した結果、収支差引は66億73百万円（対前年度△4億40百万円）の黒字となった。

### 【収益的収支の増減（主なもの）】

#### <病院事業>

- ・病院事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金等により、黒字幅が拡大した。（+5億43百万円）

#### <宅地造成事業>

- ・米子市宅地造成事業は、令和2年度の用地完売で発生した純利益が皆減となった。（△6億66百万円）

○資本的収支における資本的収入は226億93百万円（対前年度+4億76百万円）、資本的支出は378億20百万円（対前年度△9億91百万円）となった結果、収支差引は△151億27百万円（対前年度+14億67百万円）となった。

○総収支は、黒字幅が拡大し、28億64百万円（対前年度+4億23百万円）となった。

（単位：百万円）

区 分	収益的収支								
	総収益			総費用			収支差引		
	令和3年度	令和2年度	増減額	令和3年度	令和2年度	増減額	令和3年度	令和2年度	増減額
水道	11,656	11,749	△93	10,570	10,627	△57	1,087	1,122	△35
工業用水道	4	4	0	14	15	△1	△11	△11	0
病院	18,484	18,025	459	17,473	17,557	△84	1,011	468	543
電気	569	655	△86	433	342	91	136	314	△178
下水道	24,897	25,154	△257	20,509	20,793	△284	4,387	4,361	26
市場	104	100	4	58	47	11	45	52	△7
観光施設	360	334	26	457	470	△13	△97	△137	40
宅地造成	63	899	△836	3	48	△45	61	851	△790
駐車場整備	60	61	△1	45	40	5	15	20	△5
介護サービス	62	97	△35	22	23	△1	40	74	△34
合計	56,260	57,078	△818	49,587	49,965	△378	6,673	7,113	△440

※端数調整のため、内訳と計が合わない場合がある。（以下の表についても同じ。）

(単位：百万円)

区 分	資本的収支								
	資本的収入			資本的支出			収支差引		
	令和3年度	令和2年度	増減額	令和3年度	令和2年度	増減額	令和3年度	令和2年度	増減額
水道	3,959	4,043	△84	8,574	8,896	△322	△4,615	△4,853	238
工業用水道	0	0	0	0	1	△1	0	△1	1
病院	2,295	2,073	222	3,191	3,064	127	△896	△991	95
電気	4	0	4	154	188	△34	△150	△188	38
下水道	15,870	15,653	217	25,259	25,414	△155	△9,389	△9,761	372
市場	29	5	24	67	50	17	△38	△45	7
観光施設	371	271	100	343	251	92	29	21	8
宅地造成	29	48	△19	55	741	△686	△26	△692	666
駐車場整備	2	19	△17	8	34	△26	△6	△15	9
介護サービス	132	103	29	168	173	△5	△36	△69	33
合計	22,693	22,217	476	37,820	38,811	△991	△15,127	△16,594	1,467

(単位：百万円)

区 分	総収支 【純損益(法適) + 実質収支(法非適)】		
	令和3年度	令和2年度	増減額
水道	1,027	1,035	△8
工業用水道	△11	△12	1
病院	1,011	468	543
電気	63	209	△146
下水道	1,483	1,507	△24
市場	15	15	0
観光施設	△117	△130	13
宅地造成	3	△32	35
駐車場整備	△612	△621	9
介護サービス	0	0	0
合計	2,864	2,440	423



## 令和4年度鳥取県文化奨励賞受賞者の決定について

令和4年12月2日  
文化政策課

文化芸術の各分野において、優れた業績をおさめた又は新生面を開くなど優れた活動を行った将来性のある新人を表彰する鳥取県文化奨励賞を新たに創設しました。

公募により20名の推薦があり、選考の結果、第1回目の受賞者として以下の2名を決定しました。

### 1 鳥取県文化奨励賞受賞者（五十音順。年齢は12月2日時点のもの。）

氏名等	選考理由
いだ ゆきまさ 井田 幸昌 氏  32歳 美術（現代美術） 県外在住	確かなデッサン力と表現力をベースに、積極的に様々な技法や作風に挑戦し、日本のみならず世界に通用する芸術を生み出している。 海外のギャラリーと契約をするなど、積極的に国内外で発表を続けながらキャリアを築く姿は、これからのアーティストのモデルとして、与える影響力は非常に大きい。 サザビーズ香港のオークションでの高評価や、著名なファッションブランドDiorとのコラボレーション、ピカソ生誕地からアジア人としては初めて招聘され展示をするなど、世界的にも注目されている。
やまもと こうへい 山本 耕平 氏  38歳 音楽（声楽） 県外在住	公益財団法人東京二期会の会員として、主要なオペラ公演や演奏会に継続して出演し、『ファルスタッフ』フェントン役、『ラ・ボエーム』ロドルフォ役で主役、「第九」のソリストを務めるなど第一線で活躍している。 とりぎん文化会館梨花ホールリニューアル記念コンサートをはじめ、定期的に県内の公演に出演し、県民にクオリティの高い貴重な鑑賞の場を提供している。 また、県内の若手と共演し、プロとしての技術指導はもちろんのこと、歌手としての姿勢を舞台上で見せ、後進の育成に尽力するほか、CD「I Love DAISEN-アイラブ大山-」をリリースするなど、地元に貢献している。

### 2 表彰式

- (1) 日時 12月26日（月） 10時から10時30分まで
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室
- (3) 出席者 知事、鳥取県文化功労賞及び文化奨励賞受賞者、選考委員

<参考> 鳥取県文化奨励賞について

#### 1 趣旨

文化芸術の各分野において、優れた業績をおさめた又は新生面を開くなど優れた活動を行った将来性のある新人を表彰し、挑戦やステップアップを後押しするとともに、本県の文化芸術の創造、奨励及び振興に資することを目的とする。

#### 2 対象分野

音楽、舞踊、演劇、美術、文芸、大衆芸能、映像の7分野

#### 3 賞の対象

- (1) 過去2年間に優れた業績をおさめた又は新生面を開くなど優れた活動を行った者
- (2) 概ね40歳以下又は活動歴が15年以下の者
- (3) 県内在住者又は本県出身者

#### 4 選考の方法

業績及び活動に対する専門審査員の審査を行い、選考委員会において、将来における発展性など総合的に審議し選考。

#### 5 賞の内容

表彰状及び賞金（10万円）を授与

# 鳥取県立県民文化会館、鳥取県立倉吉未来中心、鳥取県立童謡館、鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者の選定方法について

令和4年12月2日

文化政策課

11月30日(水)に開催された令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県立県民文化会館、鳥取県立倉吉未来中心、鳥取県立童謡館、鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたいので報告します。

## 1 施設名

- ・鳥取県立県民文化会館（所在地：鳥取市尚徳町 101-5）
- ・鳥取県立倉吉未来中心（所在地：倉吉市駄経寺町 212-5）
- ・鳥取県立童謡館（所在地：鳥取市西町 3 丁目 202）
- ・鳥取県立米子コンベンションセンター（所在地：米子市末広町 294）

## 2 指定管理者の選定方法

指名指定（従来の選定方法：指名指定）

## 3 指名指定継続の理由

地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会による、指名指定の継続の適否についての検討を経て、以下の理由により指名指定を継続することとした。

- ・県民文化会館、倉吉未来中心（(公財)鳥取県文化振興財団）  
県の文化施策を行う上で拠点となる施設であり、効率的・効果的な文化事業の実施のため、県の文化振興を担い、文化事業の企画・実施及び管理運営を行う能力がある当該団体に管理させるものである。
- ・童謡館（(公財)鳥取童謡・おもちゃ館）  
集客施設というだけでなく、童謡唱歌に関する継続的な調査研究や、それを活かした普及活動等が必須であるため、調査研究機能を持つ当該団体に管理させるものである。
- ・米子コンベンションセンター（(公財)とっとりコンベンションビューロー）  
主にコンベンション・展示の開催を想定された施設であり、施設機能を生かした効率的・効果的な利用促進のため、県のコンベンション振興事業を担う当該団体に管理させるものである。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月～8月	指定管理者の選定手続き
令和5年9月	令和5年9月議会に指定管理者選定の議案を上程
令和6年4月	指定管理者による管理運営開始

### 【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

#### ○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置

#### ○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

#### ○検討の経過

※H29年3月28日付で「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」を改正し、引き続き公募せずに指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴いて指名指定の継続の適否を検討することとしているところ。

## 県内2施設のJOC（日本オリンピック委員会）強化センター認定について

令和4年12月2日  
スポーツ課

JOC競技別強化センターについては、境港公共マリーナ（セーリング）、県立倉吉体育文化会館（スポーツクライミング）が東京五輪の開催年度末まで認定を受けておりましたが、この度、パリ五輪に向けて再認定を受けました。

両センターは今後、パリ五輪を目指す日本代表チームの合宿地等に活用されます。

### 1 境港公共マリーナ

- (1) 認定日：令和4年11月21日
- (2) 認定期間：令和7年3月31日（パリ五輪開催年度末）まで
- (3) 参 考：

セーリング競技では、これまで国内7か所（東京・<sup>わかす</sup>若洲、<sup>がまごおり</sup>神奈川・葉山、同・江の島、愛知・蒲郡、境港、山口・光、佐賀・唐津）がJOC強化センターとして認定されておりましたが、JOCの要請を受け、日本連盟において沖縄・座間味を加えた中から、江の島、境港、座間味の3か所に絞り込まれたものです。

11月24日には、日本セーリング連盟 <sup>ばんばますひろ</sup>馬場益弘 会長と平井知事、鳥取県セーリング連盟 <sup>よしき</sup>安田由毅 会長がオンラインで面談し、馬場会長からの認定報告に対し平井知事、安田会長が御礼を伝えました。



### 2 県立倉吉体育文化会館（倉吉スポーツクライミングセンター）

- (1) 認定日：令和4年11月21日
- (2) 認定期間：令和7年3月31日（パリ五輪開催年度末）まで
- (3) 参 考：

スポーツクライミング競技では、これまで国内3か所（岩手・盛岡、鳥取・倉吉、愛媛・西条）がJOC強化センターとして認定されておりましたが、パリ五輪向け、3か所とも再認定を受けたものです。



## 第2回米子駅周辺活性化連携会議の開催結果について

令和4年12月2日  
中山間地域政策課

米子駅南北自由通路等整備事業を契機とした米子駅周辺のにぎわい創出に向け「駅周辺のまちづくり」について重点的に協議を行うため、米子市、JR西日本米子支社、米子商工会議所及び鳥取県の四者により設置された「米子駅周辺活性化連携会議」の第2回会議が開催されました。

### 1 米子駅周辺活性化連携会議について

#### (1) 設置目的

令和元年度まで開催していた「米子駅南北自由通路等整備事業協議会（三者協議）」の枠組み（米子市、JR西日本米子支社、鳥取県）に米子商工会議所を加えた四者により、新たに「米子駅周辺活性化連携会議」を立ち上げ、米子駅南北自由通路等整備の効果を米子駅周辺の活性化に向けたまちづくりに最大限に波及させるため協力して検討を進める。

#### (2) 主な検討項目

##### ① 交通結節点としてのあり方について

- ・南北の駅前広場及び周辺の整備
- ・歩行者動線の円滑化、バリアフリーの促進
- ・タクシープール、バスターミナルの再編 等

##### ② にぎわいの創出について

- ・だんだん広場、グルメプラザ敷地の利活用
- ・駅前通り、文化ホール周辺、駅南エリアの活性化
- ・歩いて楽しいまちづくりの推進（ウォーカブル推進）との連携 等

### 2 第2回米子駅周辺活性化連携会議の概要

(1) 開催日時 令和4年11月18日（金）午後2時30分～午後3時30分

(2) 開催場所 米子市役所本庁舎 4階 401会議室

(3) 出席者 米子市：伊澤副市長  
JR西日本米子支社：和田副支社長  
米子商工会議所：森田専務理事  
鳥取県：吉村西部総合事務所長 ほか

(4) 内 容 ① 報告事項：現在の状況について

ア 駅周辺整備検討部会の検討状況

イ 駅周辺活性化検討部会の検討状況

② 議事：今後の課題等について

ア がいなロード（南北自由通路）の供用開始に伴うイベントの開催について

イ 米子駅から米子城跡・米子港・角盤町周辺等への誘導について

ウ 令和5年度のウォーカブル推進事業等について

(5) 主な協議結果

- ・がいなロード開通（令和5年8月）を効果的に盛り上げるため、開通式など関連イベントのほか、同時期に開催するイベント及びPRに協力いただけるよう、イベント情報の共有を目的とした協議会のようなものを立ち上げる。
  - ・米子市のまちづくり施策について、UR都市機構（※）から将来イメージの共通認識化の提言があったことから、市民の理解を得ながら施策を進めていくためにも、今後、駅周辺及び拠点エリアの活性化に向けた市のビジョン案を示していく。
  - ・米子商工会議所青年部からの「駅前通りの活性化に関する提言」に係る中間報告について、今後の駅周辺の活性化に向けた検討や議論の参考として活用する。
  - ・駅周辺のにぎわい創出のため「だんだん広場」の利活用を進めるにあたり、米子市から申し出のあった管理移管について、県は前向きに検討することとし、今後事務レベルで条件整理等を行う。
  - ・令和5年度のウォーカブル推進事業について、市は市民のウォーカブルに関する理解促進を図るとともに実証実験を行う。実証実験の結果は関係機関と情報共有する。
- （※）UR都市機構：国土交通省所管の独立行政法人。都市の市街地整備や賃貸住宅の供給支援・管理などを主な業務とする。

# 「まちなか生活実態」に関するアンケート結果について

令和4年12月2日  
中山間地域政策課

まちなかに暮らす住民の生活実態を把握し、今後のまちなか過疎対策へ反映することを目的として、県政参画電子アンケートを活用して「まちなか生活実態」に関する調査を行い、その結果を取りまとめました。

## 1 調査の概要

### (1) 調査目的

県内の都市部（まちなか）における人口減少・高齢化の進行に伴うコミュニティ活動の停滞、空き家の増加、買い物弱者の発生などの実態把握と支援施策を検討するための基礎資料とする。

※本調査は、平成24年度から5年に1度実施している調査ですが、今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況、調査に協力いただく市役所や自治会の負担を考慮し、県政参画電子アンケートを活用する手法に変更し、実施しました。

### (2) 調査対象

県政参画電子アンケート会員 704名

### (3) 調査内容（アンケート期間：令和4年9月16日～9月26日）

住まい、買い物、コミュニティの状況、居住意向、困りごと など

### (4) 回答数

424名（60.22%）

なお、以下の調査結果は、回答者424名のうち4市のまちなか在住者239名の回答を集計したものです。

※本調査の集計対象の「まちなか」は、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市のうち中山間地域を除く地域としました。

## 2 調査結果の概要

### (1) コミュニティ（地域の自治会（町内会）の加入状況、地域活動）

- ・回答者の約8割（75.7%）が自治会に加入しているが、マンション等の世帯では約2割（19.3%）の加入にとどまった。
- ・最も参加している地域活動は、「清掃活動（26.2%）」が約3割と一番多く、「特に参加していない（24.3%）」、「自治会（町内会）などの会合（21.3%）」の順となった。
- ・「特に参加していない」理由としては、「声がかからないから（25.6%）」、「面倒だから（24.4%）」などが挙げられていた。
- ・一方、地域の安全安心な暮らしを守るために協力できると考える取組としては、「災害時の声掛け（22.1%）」、「雪かき（21.0%）」など挙げられていたが、それが実際には難しい事情として、「普段の交流がないので、個人的に声をかけにくい」などの回答があった。

### (2) 買い物について

- ・日常の買い物先としての配送サービスの利用は1.7%に留まっており、「近所のスーパー（46.3%）」、「ディスカウント店（22.8%）」、「大型ショッピングセンター（20.4%）」の利用が多かった。
- ・買い物に使う交通手段は「車（自分で運転）」の割合が約半数（54.9%）であり、公共交通の利用は少ない（バス1.4%、タクシー0.8%）。

### (3) 住まいについて

- ・持ち家（又は家族持ち家）の居住者のうち、「空き家になる可能性があり、何も対策をとっていない」のは約3割（29.1%）で、空き家になる可能性が「分からない」との回答が4割近く（39.0%）あった。

(4) 居住の意向について

- ・今後の意向として「住み続けたい (55.2%)」と考える方が最も多く、居住環境として優先する条件では、「食料品や日用品のお店が近いこと (25.5%)」、「公共交通の便が良いこと (11.6%)」などが挙げられていた。
- ・転居の意向がある方のうち4割弱 (38.3%) は、「同一市内 (中心市街地)」への転居を希望していた。

(5) 困りごと、不安等について

- ・困りごととしては、「特にない (60.8%)」の他、具体の困り事である「雪かき」、「草むしり・庭木せん定」、「ゴミ出し」、「買い物」の順となっていた。
- ・不安に感じていることとして、「災害への不安 (17.8%)」、「要介護状態への不安 (14.0%)」の回答が多かった。
- ・地域で暮らし続けるために必要な取組やサービスとして、地域の繋がりづくりや、高齢化に伴い課題となる移動や福祉サービスに関する項目が多く挙がっていた。

### 3 今後の進め方

各市及び庁内関係課と情報共有を行うとともに、今回の調査でまちなかにおけるコミュニティの希薄化等の課題が改めて浮き彫りになったことを踏まえ、中山間地域等サポートチームを通じ、市役所や県民活動活性化センター等と連携しながら、一層きめ細かく住民主体の地域づくり活動の掘り起こしや伴走支援を行い、あわせて必要な施策への反映を検討します。

## 令和4年度中山間振興統括本部会議の開催結果について

令和4年12月2日  
中山間地域政策課

中山間振興施策の連携、特色あるまちづくりの推進及び現場ニーズ等の施策反映を円滑に行うため、中山間振興統括本部会議を開催しました。

### 1 開催日時

11月17日（木）午後2時から午後3時30分まで

### 2 開催方法

オンライン方式

### 3 出席者

#### (1) 本部長、本部員

中山間・地域交通局長、中山間地域政策課長及び地域交通政策課長  
東部地域振興事務所、中部総合事務所県民福祉局及び西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興  
チーム長並びに日野振興局中山間地域振興リーダー

#### (2) 関係部局

地域づくり推進部文化財局文化財課  
福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課、長寿社会課  
子育て・人財局家庭支援課  
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課  
農林水産部農業振興監経営支援課

### 4 概要

#### (1) 空き家対策における福祉施策、農林施策等との連携検討について

- ・住宅確保要配慮者に対する入居前後の福祉面での支援体制とともに、住宅提供者に対する継続的なフォローが重要であることを確認し、関係部局と連携の上、現状確認を行い、必要な調整を行っていくこととした。
- ・新規就農者への対応だけでなく、兼業として農業に関わりたい方への対応も必要であるとの意見が出され、主体となる市町村との情報交換を行いながら、庁内空き家担当課と農林担当課で連携の上、取り組んでいくこととした。

#### (2) 中山間地域における文化財の保存管理・活用の支援について

- ・地域の人々が施設に愛着を持ち、活用していくことが重要であることを確認した。
- ・点在している施設の改修、活用及び体験等を目的としたクラウドファンディングを圏域でまとめ、物語性を付加する取組が提案された。
- ・中山間地域等サポートチーム等の日々の活動の中で対応していくとともに、案件によっては、中山間地域政策課が窓口となり連絡調整を行っていくこととした。

#### (3) その他

- ・公共交通利用促進に資する地域活性化や沿線イベント等について、情報共有を図るとともに、それらイベント等が積極的に行われるよう取り組んでいくこととした。